

平成28年4月1日から

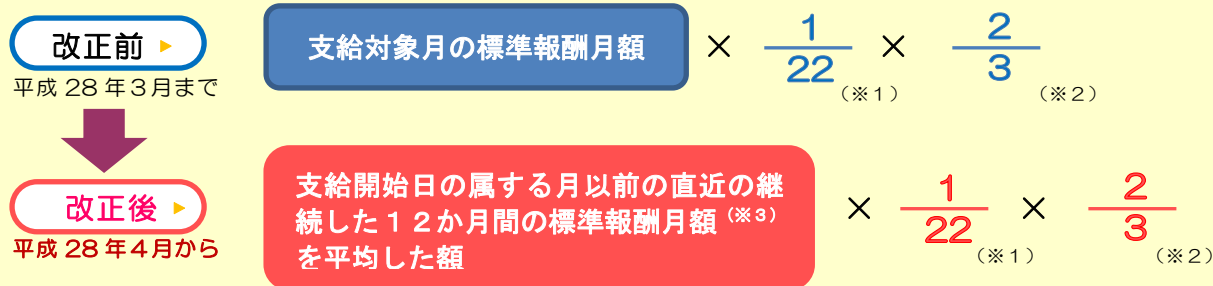
傷病手当金，出産手当金は どう変わったの？

傷病手当金，傷病手当金附加金及び出産手当金（以下「傷病手当金等」という。）の算定方法を，支給開始前の12か月の標準報酬月額平均した額をもとに支給額を決定するように変更されました。

■対象となる給付

平成28年4月以降を給付対象期間とする傷病手当金等

■支給額（1日につき）



※1 10円未満四捨五入 ※2 円位未満四捨五入
 ※3 組合員が現に属する組合により定められた標準報酬月額に限る。



支給例 平成28年8月まで標準報酬月額 **41万円**，
 平成28年9月から標準報酬月額 **47万円** の組合員が，
 公務によらない傷病により平成28年10月に傷病手当金の支給が開始するとき

法改正

標準報酬月額 41万円										標準報酬月額 47万円	
27年 11月	27年 12月	28年 1月	28年 2月	28年 3月	28年 4月	28年 5月	28年 6月	28年 7月	28年 8月	28年 9月	28年10月 (例)

平成28年10月の支給額（例：法改正後）
 直近の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額をもとに算定

【1日につき】
 $(41 \text{万円} \times 10 \text{月間} + 47 \text{万円} \times 2 \text{月間}) \times \frac{1}{12} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3} = 12,727 \text{円}$

端数計算は上記※1，※2のとおり

Q1

標準報酬制の導入は平成 27 年 10 月だったよね。
標準報酬月額が 12 か月未満しか定まっていないときは
どうやって計算するの？

A1

現職時の給付は、次のように計算します。

(退職後の継続給付は、別に計算方法があります。)



■ 支給額（1日につき）の算出方法

$$\text{下表の「支給基礎額」} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3}$$

(端数計算は前記のとおり。)

給付対象日	支給開始日	支給開始以前に標準報酬が定められている月数	支給基礎額
平成 27 年 10 月から 平成 28 年 3 月まで	—	—	傷病手当金等の支給対象月の標準報酬月額
平成 28 年 4 月から	平成 27 年 9 月 30 日まで	12 か月以上	平成 27 年 10 月時点の標準報酬月額
		12 か月未満	次の①②のいずれか低い額 ① 平成 27 年 10 月時点の標準報酬月額 ② 平成 27 年度の組合平均標準報酬月額
	平成 27 年 10 月 1 日から 平成 28 年 8 月 31 日まで	12 か月以上	平成 27 年 10 月～支給開始月の標準報酬月額合計 / 月数
		12 か月未満 平成 27 年 9 月 30 日以前に組合員となった者	次の①②のいずれか低い額 ① 平成 27 年 10 月～支給開始月の標準報酬月額合計 / 月数 ② 平成 27 年度の組合平均標準報酬月額
		12 か月未満 平成 27 年 10 月 1 日以降に組合員となった者	次の①②のいずれか低い額 ① 支給開始月以前の標準報酬月額合計 / 月数 ② 平成 27 年度の組合平均標準報酬月額
	平成 28 年 9 月 1 日から	12 か月以上	支給開始日の属する月以前の直近の継続した 12 か月分合計 / 12
12 か月未満		次の①②のいずれか低い額 ① 支給開始月以前の直近の継続した標準報酬月額合計 / 月数 ② 前年度 9 月 30 日（平成 28 年度は、平成 27 年 10 月 1 日）の組合平均標準報酬月額	

Q2

傷病手当金等の受給期間中に、標準報酬月額が変わったら傷病手当金等の支給額も変わるの？

A2

支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額で固定となり、この傷病手当金等の支給開始時において算定した金額を用いて定められた支給期間について給付を行うこととなります。

標準報酬月額が変動しても傷病手当金等の給付日額は変更されません。



詳しくは、平成28年4月27日の通知をご覧ください。

お問い合わせ：短期給付係（082）513-4957